（システム企画調整官）

第二百七十八条　東京税関の総務部に、システム企画調整官十二人以内を、神戸税関の総務部に、システム企画調整官四人以内を、大阪税関の総務部に、システム企画調整官三人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ二人以内を、門司税関の総務部に、システム企画調整官一人を置く。

２　［略］

（税関監察官）

第二百八十二条　各税関を通じて総務部に、税関監察官十六人以内を置く。

２　［略］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官七十二人以内及び調査官百十六人以内を置く。

［２・３　略］

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［略］

２　［略］

３　統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括監視官	特別監視官	保税地域監督官
［略］			
神戸税関	十九人	四人	四人
［略］			
合　計	八十八人	二十二人	二十二人

（密輸対策管理官）

第二百九十六条　神戸税関の監視部に、密輸対策管理官四人以内を、横浜税関の監視部に、密輸対策管理官三人以内を、東京税関、名古屋税関、大阪税関及び門司税関の監視部に、密輸対策管理官それぞれ二人以内を、函館税関及び長崎税関の監視部に、密輸対策管理官それぞれ一人を置く。

２　［略］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百十五人以内及び監視官三百八十二人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　各税関を通じて監視部に、上席調査官四十三人以内及び調査官三十六人以内を置く。

［２・３　略］

（業務部に置く課等）

第三百一条　［略］

２　［略］

（システム企画調整官）

第二百七十八条　東京税関の総務部に、システム企画調整官十人以内を、神戸税関の総務部に、システム企画調整官三人以内を、大阪税関の総務部に、システム企画調整官二人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ一人を置く。

２　［同上］

（税関監察官）

第二百八十二条　各税関を通じて総務部に、税関監察官十四人以内を置く。

２　［同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官六十人以内及び調査官百六人以内を置く。

［２・３　同上］

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［同上］

２　［同上］

３　統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括監視官	特別監視官	保税地域監督官
［同上］			
神戸税関	十七人	四人	四人
［同上］			
合　計	八十六人	二十二人	二十二人

（密輸対策管理官）

第二百九十六条　神戸税関の監視部に、密輸対策管理官四人以内を、横浜税関の監視部に、密輸対策管理官三人以内を、東京税関及び門司税関の監視部に、密輸対策管理官それぞれ二人以内を、函館税関、名古屋税関、大阪税関及び長崎税関の監視部に、密輸対策管理官それぞれ一人を置く。

２　［同上］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百三十九人以内及び監視官三百九十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　各税関を通じて監視部に、上席調査官四十四人以内及び調査官三十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（業務部に置く課等）

第三百一条　［同上］

２　［同上］